国土交通省行政効率化推進計画

平成１６年６月１５日
国　土　交　通　省
平成１７年６月３０日改定
平成１８年８月２９日改定
平成１９年７月２日改定

１．公用車の効率化

（これまでの取組）

公用車（運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車）について、平成１８年度までに２５台削減した。

職員運転手については原則退職後不補充としている。

また、幹部用車については幹部職員以外も利用しており、効率的な運用に努めているとともに、アイドリングストップ、霞ヶ関ノーカーデーの実施、低公害車の導入による燃料費の削減、運転業務の民間委託や共用自転車の利用により、経費の削減に努めているところ。

（今後の取組計画）

公用車について、不規則・緊急な事態への迅速な対応の確保や職員運転手の雇用問題に留意しつつ、交換時期等を勘案し、稼働率の向上、職員自身の運転による移動、公共交通機関の活用、通勤時の送迎の縮減を推進することにより、平成２５年度までに１８８台削減する。

公用車の削減に当たっては、職員運転手の退職後不補充等を可能な限り行うとともに、研修やＯＪＴの実施による職員運転手の事務職等への転換、待機時間における他の業務への従事等により人材の有効活用を図る。

また、上記公用車以外のものを含め、以下の取組を進めることにより、一層の効率化を図る。

- 部局や施設をまたがる集中的な運行管理を行い、車両の稼働率を向上し、業務効率の向上、タクシー等の経費の削減を図る。
- 運行状況を把握の上、定期的に代替手段との経費比較を行い、費用効率の低い車両は売却して、レンタカーの利用、タクシー

等の公共交通機関の利用に切り替える。その際、鉄道・バスの利用促進のためＩＣ乗車券の導入を検討する。

- 業務の実態を踏まえ、可能な限り、軽自動車や低排気量への切り替えを行う。
- アイドリングストップ等のエコドライブの推進やハイブリッド車、低公害車の導入等により燃料費を節減する。また、霞ヶ関ノーカーデーの実施や地方公共団体の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。
- 交通安全教育を実施する。また、必要に応じＥＴＣを導入し割引料金の活用、業務の効率化を進める。

なお、国土交通省所管の独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

（平成２５年度までの間で順次実施）

２．公共調達の効率化

【一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等】

（これまでの取組）

公共調達については、会計法令に基づき、競争に付すことが適当であるものについては、原則、競争入札による調達に努めてきている。

（今後の取組計画）

①公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大する。一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

（一般競争入札については件数・金額・調達割合のいずれも公表している。一般競争入札は逐次拡大してきており、平成１９年度中には予定価格１億円以上の工事を一般競争入札に移行することとしている。）

②上記以外の公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、一般競争入札による調達を逐

次拡大する。また、一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

（一般競争入札の推進）
平成１９年度以降も引き続き実施
（実施状況の公表）
平成１６年度分より毎年度実施

③公共工事については、平成１９年度中には予定価格１億円以上の工事を一般競争入札に移行することとし、毎年度その実施状況を公表する。
なお、物品及び役務の公共調達については、平成２０年度までに平成１６年度の指名競争入札実施件数の５％以上を一般競争入札に移行することとし、毎年度その実施状況を公表する。

（実施状況の公表）
平成１６年度分から５年間実施

④特定建設工事共同企業体（特定ＪＶ）の結成の義務付けは原則として廃止する。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。
（結成義務付けの原則廃止は実施済み。理由の公表については平成１６年度以降実施。）

⑤公共工事については、入札情報のインターネットによる公表等入札情報の公表方法の透明性等の向上、入札監視委員会等第三者機関の活用、工事費内訳書の有効活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等による入札契約過程の監視の強化並びに電子入札の一層の活用等、入札契約手続きの改善のために必要な取り組みを行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。

⑥公共工事については、一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を図るため、入札ボンド、多段階審査等、第三者機関の活用等一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に関する条件整備を進める。

⑦公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の対象となっている独立行政法人等の国の関係機関においても、政府と同様の改善策が講じられるよう、所要の指導を行う。

⑧公共工事以外の公共調達については、「国の物品等又は特定役務の

調達手続の特例を定める政令」により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努める。

⑨随意契約の見直しに伴い、調査・研究業務等の発注を一般競争入札に移行するものについては、原則として総合評価方式により落札者を決定することとする。

⑩官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行うこととする。

【適切な競争参加資格の設定等】

（これまでの取組）

物品及び役務（以下、「物品等」とする。）の公共調達について、

①調達する物品等の受注実績を求める場合には、「同一又は類似」する物品等の調達規模・数量と「同等」もしくはそれ以下となるように設定している。

②物品等の調達物の仕様・納入期限等を設定する場合は、発注者が最低限必要とする仕様等に留め、過大・過剰、喫緊な調達とならないように努めてきた。

（今後の取組計画）

物品等の公共調達について、

①民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価するとともに、その旨を入札公示等に予め明記する。

②公共工事以外の公共調達についても、「予算決算及び会計令」第７３条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。なお、物品等の調達物の仕様等を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。

（①及び②について、平成１９年度以降も引き続き実施）

【予定価格の適正な設定等】

（これまでの取組）
　予定価格の設定については、会計法令を遵守するとともに、調達分野の市場調査や過去からの受注・納入実績、および発注者間の情報交換等を踏まえ、逐次、適切に設定してきている。

（今後の取組計画）
　物品等の公共調達について、取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努めるとともに、不自然な入札結果が見受けられた場合は、事後的・統計的分析を行う。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

【随意契約の適正な運用等】

（これまでの取組）
公共調達について、
①随意契約による場合には、会計法令の定める要件に合致するかどうかの確認を適正に行っている。
②ＷＴＯ政府調達協定に定める随意契約案件について、契約締結前後に契約者、契約価格及びその理由等を官報に掲載してきている。
③国土交通本省の随意契約の公表を行うホームページからすべての外局等、地方支分部局の随意契約結果の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ（随意契約公表ゲートウェイ）により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を確保している。
http://www.mlit.go.jp/chotatsu/zuiikeiyaku/zuiikekka.html

（今後の取組計画）
公共調達について、
①随意契約による場合には、会計法令の定める要件・手続きに合致するかどうかの確認を引き続き適正に行う。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

②随意契約案件について、国土交通省ＨＰ（地方支分部局等のＨＰを含む）において、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。

（国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第９９条第２号、第３号、第４号又は第７号のそれぞれの金額を超えないものを除く。）

③随意契約の方法による委託契約等について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど引き続きその適正な履行の確保に努める。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

④会計内部監査等において、随意契約の重点的監査を実施することとし、合わせて所管公益法人等との間の随意契約についても、重点的監査事項に加える。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

また、会計内部監査を行う際には、年度末の予算執行状況についても新たに重点的に監査を行うこととする。

（平成１９年度より実施）

⑤随意契約の緊急点検を行った結果、策定した「随意契約見直し計画」（H19.1.26公表済）を達成するため、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は、遅くとも平成１９年度から一般競争入札等に移行する。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

・決裁体制の強化

「随意契約見直し計画」の個別の契約について見直しが確実に行われているかを確認するため、随意契約に係る決裁体制を見直し、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経るよう決裁体制を強化する。

また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を行うこととする。

・地方支分部局等における見直しの徹底
　各機関における見直しの確実な実施を図るため、各種会議等を通じて、地方支分部局等に対する注意喚起を常時徹底する。
・参加者の有無を確認する公募手続き、企画競争の実施
　真に随意契約で残さざるを得ないもの以外の契約については、透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続きの導入や、提案書等を評価して契約相手方を特定する企画競争を引き続き実施する。
・第三者機関による外部委員の活用
　地方支分部局の入札監視委員会においては、従来からの審議対象である「工事及び建設コンサルタント業務等」に、「物品・役務」を加えるなど、随意契約について第三者機関を活用した監視を行うこととし、工事等と同様にその審議概要等を公表する。

【落札率１事案への対応等】

（これまでの取組）
①公共工事・建設コンサルタント業務等については、予定価格等の事後公表、入札参加業者の応札状況・入札価格について、従前より公表してきた。
②見積書の徴取を行う場合は、会計法令に基づき、複数の者から見積書を徴取し、契約金額の低減に努めてきている。
③再度入札の実施に関する運用を取り決め、一定回数再度入札が繰り返された際は、入札中止等の手続きを講じてきた。

（今後の取組計画）
公共調達について、
①公共調達について、落札率を公表する。なお、公表においては、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。
（国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第９９条第２号、第３号、第４号又は第７号のそれぞれの金額を超えないものを除く。）

②参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積金額の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に引き続き努める。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

③再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合には、再度公告入札を行う。

（物品等及び公共工事等については平成１９年度以降も引き続き実施し、落札者がいない場合に再度公告入札を行うことを原則とする。）

【国庫債務負担行為の活用】

（これまでの取組）

①本省・附属機関において、平成１９年度に更新予定のコピー機、ＦＡＸ等の事務用機器について、国庫債務負担行為を予算措置した。

（今後の取組計画）

①コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、引き続き国庫債務負担行為による複数年度契約によることとする。

また、本省調達分については、一般競争入札による一括調達により機種の集約化、コスト削減に努めることとする。

②複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。

（①及び②について、平成２０年度概算要求を行う。）

【調達手続き等の電子化】

（これまでの取組）

①物品等の政府調達手続の入札・開札の電子化は、「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」（平成１１年１２月２８日　高度情報通信社会推進本部決定）に基づき、電子政府ｅ－ｊａｐａｎ構想の一環として、平成１５年度中に全省庁において実施することとなっていることを受け、国土交通省におい

ても、電子入札（非公共事業）のシステムの整備を行ってきている（平成１８年度の電子入札実施件数：７，５６８件）。

②総務省との連携により、物品等の入札時に用いる「競争参加資格登録」をインターネット上において実施できるような体制を整備してきている（平成１３年１月１０日より受付開始）。

（今後の取組計画）

①物品等の政府調達手続の入札・開札の電子化については、平成１７年度より本省・地方支分部局等における競争入札について、原則的に電子入札を実施する。

（平成１９年度以降は、電子入札による応札割合を前年度実績より高めるよう引き続きＰＲを行う。）

②随意契約の見直し実施の透明性を確保するため、競争入札に移行する契約については、既に平成１７年度より全面的導入している電子入札方式によるものとする。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

③総務省との連携により整備した、物品等の入札時に用いる「競争参加資格登録」をインターネット上において実施できるような体制を利用し、電算機処理等に係る事務処理コストの縮減を図る。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

【その他】

（これまでの取組）

①物品等の公共調達については、計画的な購入等に努め、一括購入・一括発注を行うことが経済的に有益な場合は、その実施に取り組んでいる（消耗品、印刷物など）。

②本省の複数の部局で共通して使用する事務用品等について、一括購入契約を行ってきている（平成１８年度：消耗品等１５６品目）。

③文具等の適正な使用や両面コピーの推進等に努め、事務用品の使用量の抑制に努めてきている。

また、本省・一部の地方整備局本局において、コピー等の出力機器の出力環境・使用実態について調査・分析し、出力関係コストの可視化への取組を始めている。

④広報記事などを電子的に読み込むことにより、常時閲覧できるよう

にして、環境負荷軽減や事務処理コスト縮減をしてきている（平成１４年２月より現在まで実施：国土交通本省内）。

⑤電話料金（携帯電話を含む）について、各社の割引サービスを比較し、最適なものの利用に努めてきている。

⑥本省庁舎屋上に太陽光発電システムを率先して整備し、電力を供給してきている（平成１４年１２月より導入、平成１８年度約３．８万ｋｗｈ強）。

⑦既存の庁舎において、グリーン診断に基づくグリーン改修を実施してきている（平成１３年４月より実施）。
また、ＥＳＣＯ事業導入の検討等を行う際に参考となる「官庁施設のＥＳＣＯ事業実施マニュアル」を作成した（平成１８年３月作成）。

（今後の取組計画）

①事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、以下のような物品、役務等の一括調達の推進等を図る。

・物品等の調達については、徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る（過剰仕様等の排除）。

・消耗品の調達については、単価契約による調達の推進などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による契約の単位をまとめるなどの見直しにより、一般競争入札の拡大を図る。

・備品の調達については、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による契約の単位をまとめるなどの見直しにより、一般競争入札の拡大を推進する。

・庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括して契約することにより一般競争入札に付すことができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。

②文具等の適正な使用、両面コピーの推進等をさらに徹底して、事務用品の使用量の抑制を図り、無駄な発注を避けることにより、一層のコスト縮減を図る。
　コピー等の出力機器の出力環境・使用実態について調査・分析し、出力関係のコストを可視化し、その削減に努めるとともに、出力機器の最適配置を検討する。

③広報記事などを電子的に読み込むことにより、常時閲覧できるようにして、環境負荷軽減や事務処理コストの低減を図る。

④電話料金の割引制度の活用を、引き続き図る。

⑤庁舎屋上に整備された太陽光発電システムの適正な保全を通じた電力供給による環境負荷軽減やコスト縮減を図る。
⑥電力供給契約の入札を実施する。
⑦庁舎の光熱水費を削減するため、グリーン診断に基づくグリーン改修の推進を図る。また、他の先進的事例及び官庁施設のＥＳＣＯ事業実施マニュアルを参考に、ＥＳＣＯ事業導入の検討等を進める。
⑧合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、以下の取組を行う。
・ 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。
・ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、一官署が代表して契約を行ったり、各官署が割り振られた契約のみを行うなど、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行わないですむよう調達に係る事務の省力化方策について検討する。
・ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。
⑨競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努める。
（平成１９年度以降も引き続き実施）
⑩適正な物品管理の観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を早急に図り、不用物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。
⑪事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、以下により、調達事務の集約化を推進する。
・ 同一機関内に複数の調達機関を設置している場合や複数の調達機関が同一敷地内等に所在している場合は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達

を推進する。

- 地方支分部局等においては、当該地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。
- 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。（再掲）

（②～⑥及び⑨については、平成１９年度以降も引き続き実施。⑦については、グリーン診断に基づくグリーン改修は平成１９年度以降も引き続き実施し、ＥＳＣＯ事業導入の検討等については、平成１６年度より実施。）

（①、⑧、⑩及び⑪については、平成１９年度より実施）

３．公共事業のコスト縮減

（これまでの取組）

平成９年度に「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」を踏まえた行動計画を策定し、工事コストの低減について取組を実施。

平成１２年度に「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」を踏まえ「国土交通省公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定。従来の工事コストの低減に加え、ライフサイクルコストの低減等を含めて基本的視点とし、総合的なコスト縮減について取組を実施。

平成１４年度の国土交通省・関係公団等の工事コスト低減は、平成８年度と比較し、１３．６％、物価の下落を含めると２１．３％となっている。

さらに、平成１５年３月に、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、コストの観点から公共事業の全てのプロセスを見直す「コスト構造改革」の取組を開始。

平成１５年度から５年間で、平成１４年度と比較して１５％の総合コスト縮減を達成することを目標としている。

なお、平成１７年度における総合コスト縮減率は、国土交通省・関係公団等で９．９％（物価の下落等を除く。）となった。

（今後の取組計画）

平成１５年３月に、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、平成１５年度から５年間で、平成１４年度と比較して１５％の総合コスト縮減を達成することを目標としている。

コスト構造改革を実現するための施策として、①事業のスピードアップ８施策、②計画・設計から管理までの各段階における最適化１４施策、③調達の最適化１２施策、計３４施策を５年間で取り組んでいく予定。

なお、具体的な施策としては、以下のとおり。

○事業の構想段階における計画策定プロセスに係る住民参加手続きガイドラインを策定し、推進。

（「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」（平成１５年６月３０日）に基づき、各事業において住民参加の取り組みを推進しているところ。また、これまでの住民参加等の手続きを一層充実させるとともに、計画案に係る社会面、経済面、環境面など総合的な観点からの評価のあり方を検討するなど、計画策定プロセスにおける透明性、公平性のさらなる向上を図るため、「公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会」を設置し、平成１９年度中に新たなガイドラインを策定する予定。）

○空港整備事業の迅速化。

（羽田空港再拡張事業において、空港整備事業の迅速化を図るため、新設滑走路及び連絡誘導路の整備を設計・施工一括で行い、平成２２年１０月末までに供用する予定。）

○地籍調査に関する各都道府県の連絡調整協議会を活用して公共事業との連携を図る。

（平成１５年１月に都道府県に対し、地籍調査事業推進のための連絡会議の設置及び開催について通知を発出。平成１６年度以降は、より多くの都道府県において連絡会議の設置及び活用が進められるよう、引き続き働きかけを行っていく。）

○用地幅杭打設から３年または用地取得率が８０％になった時のい

ずれか早い時期までに事業認定申請手続きに移行すべきというルールを周知徹底するとともに、用地取得の進捗状況等の公表を図る。

（適期申請ルールについての徹底を図るとともに、インターネット等を活用して、用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等を公表するよう義務付けた通達を平成１５年３月２８日に発出。

これに基づき、各地方整備局等において、平成１５年７月から用地取得の進捗状況等の情報について、ＨＰを活用し公表を開始。関係公団等にも同様の取り組みを求めるため、７月３１日に、関係省庁、関係公団本社等間において申合せを実施。

また、所管補助事業においても同様の取り組みがなされることを促すため、都市、河川、道路及び港湾の各事業部局より各地方整備局等あて、適期申請ルール等について地方公共団体に周知するよう通知。

地方公共団体等にも同様の取り組みを求めるため、各地方ブロックごとに、都道府県等の間においても申合せを実施。

平成１９年度以降も、引き続き標記取り組みを実施していく。）

○営繕事業に関する技術基準等を統一し、各省庁施設の整備における合理的な設計、工事書類等作成の効率化を推進。

（平成１５年３月、１７の技術基準類及び工事書式類が「統一基準」として決定され、同年４月より運用を開始。

さらに、平成１６年度からは「木造工事共通仕様書」を統一基準として運用開始。）

○高規格幹線道路における追越区間付き２車線構造の導入。

（平成１５年７月２４日に道路構造令（政令）を改正。今後、本政令に基づき、地域に応じた道路整備を行い、コスト縮減と整備効果の早期発現を推進。）

○都市内の渋滞対策として乗用車専用道路の導入。

（平成１５年７月２４日に道路構造令（政令）を改正。今後、本政令に基づき、地域に応じた道路整備を行い、コスト縮減と整備効果の早期発現を推進。）

○インターチェンジを簡易な形式に見直す。
（インターチェンジの構造をトランペット型からダイヤモンド型など、簡易な形式に見直すための道路構造設計等を推進中。見直した道路構造設計による、地元設計協議等を実施し、準備の整ったところから事業を実施中。）

○経済性に優れた新技術の活用を促進するため、数値目標を設定し、一定割合の工事において新技術を試行する。
（平成１６年度に数値目標を設定し、新技術の活用を促進。）

○官庁施設の運用段階における省エネルギー対策を推進するため、エネルギー消費に係る施設の使用状況を踏まえた判断指標や施設運用マニュアル等を新たに整備し、光熱水費の縮減を支援・指導。
（平成１７年３月に「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」を作成し各省各庁に通知。これを基に平成１７年度より各省各庁を支援・指導している。）

○既存ダムに排砂バイパス等を整備することによる堆積土の浚渫費用の縮減。
（現在直轄２ダムで排砂バイパス等を整備中であり、引き続き、計画堆砂量より土砂の堆積が進んでいるダム等において、随時排砂バイパス等の整備を検討。）

○除草に伴う刈草処理と利活用に関する地域住民との連携。
（既に、一部の河川においては、刈草の処理として、地元酪農家や農業関係者による無償の引き取りを行っており、従前の処分費の軽減にも大きく寄与。
平成１９年度以降も引き続き、地元住民等との調整を図りつつ実施。）

○橋梁の計画的な維持・修繕・更新のための橋梁マネジメントシステムの構築、運用。
（橋梁点検結果に基づき科学的な劣化予測を行い工法・時期を算定し、損傷が軽微な段階で対策を行う予防保全により補修・補強の計画的実施）

○公共工事について、適切な競争参加資格の設定等により、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、優れた企業による競争を推進するため、業者選定に当たり技術力を評価できる環境を整備する。

（企業の持つ技術力評価を適切かつ効率的に行うため、全国の直轄工事の工事成績データベースを構築し、運用を開始している。また、各地方公共団体への工事成績情報の提供・交換方法を順次検討する。

また、工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置の導入（平成１６年度）等、過去の成績を適切に反映させるとともに、直轄工事以外の受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。）

○総合評価落札方式の活用を推進する。

（公共工事において、価格だけでなく技術や品質を含めた競争の促進を図る。特に、公共工事の入札に係る総合評価方式の実施に関する毎年度の目標値を前年度までの実施状況を踏まえつつ定め（平成１９年度については、簡易型総合評価方式の活用等を図りつつ、全工事発注件数の６割相当以上（全工事発注金額の９割相当以上））において総合評価方式を実施する。特に、高度技術提案型総合評価方式については、設計・施工一括発注方式等を活用しつつ、適切に実施する。

また、地方公共団体等に対し、総合評価方式に関する情報の普及の一層の推進を図るため、事例集の作成等を引き続き実施。）

○電子入札システムの活用を引き続き図る。

（電子入札システムの活用を引き続き図る。）

○ＰＦＩ方式の活用を推進する。

（「国土交通省所管ＰＦＩ事業における民間収益事業の活用に向けた参考書」（平成１９年１月）を活用しつつ、ＰＦＩセミナー及びＰＦＩ相談ウィークの実施等により官民共通認識の形成を図る等、ＰＦＩ方式の活用を推進。）

○積算価格の説明性・市場性を向上するとともに、積算にかかるコスト、労力を低減する「ユニットプライス型積算方式」への移行を検討し、試行する。
（平成１６年度から舗装工の一部において試行を開始。平成１９年度は舗装工、築堤・護岸工及び道路改良工について全面試行するとともに港湾工事におけるブロック製作工及び空港基本施設舗装工事の一部について試行を拡大。）

○インターネット等を活用して建設資材の適正な価格競争の促進・透明性の確保し価格を適切に把握し、それを積算に反映する。
（実勢取引価格を把握するとともに、インターネット等を活用した見積公募について、試行を実施し内容の拡充を図る。）

４．電子政府関係の効率化

【業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化】

（１）各府省に共通する業務・システム

（これまでの取組）
平成１６年２月１０日に開催された第５回ＣＩＯ連絡会議において、最適化の対象となる業務・システムが決定されたところ。
また、国土交通省において最適化計画の策定を担当する業務・システムの最適化の実施に当たって、最適化実施による削減経費、削減業務処理時間等の目標値及びその達成時期を明示した。

（今後の取組計画）
①業務・システムの最適化
各府省に共通する業務・システムについて、策定された最適化計画に基づき、可能な限り早期に業務の効率化と経費の削減を図る。
また、すでに最適化計画が策定されている業務・システムのうち内部管理業務に係る業務・システムについては、最適化計画の早期かつ着実な実施を図る。

②行政組織等の減量・効率化

内部管理業務への情報通信技術の活用及びこれに伴う業務の見直しを行う。特に、「電子政府構築計画」に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務（人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務）については、業務全体として、実質的に４割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の３割以上の削減を行う。

その他の業務・システムについても、最適化の実施による業務の効率化、合理化を図る。

（２）個別府省の業務・システム

（これまでの取組）

個別業務・システム６件（旧式（レガシー）システムを含む。）について、最適化計画を策定し、最適化実施による削減経費、削減業務処理時間等の目標値及びその達成時期を明示した。

なお、共用電子計算機システム（つくば地区旭庁舎）及び汎用電子計算機システムについては、最適化計画に基づいて新システム等に移行した。

また、新たに、個別業務・システム１件について、平成１８年１２月に最適化計画を策定した。

（今後の取組計画）

①旧式（レガシー）システム等個別府省の業務・システムについて、各業務・システム最適化の計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。

②旧式（レガシー）システムの新システムへの移行状況に合せて、業務の合理化を図る。このため、旧式（レガシー）システムに関する最適化計画等に基づき、定員削減等の減量・効率化を図る。

（３）オンライン化に対応した減量・効率化

（これまでの取組）

「電子政府構築計画」（平成１５年７月１７日ＣＩＯ連絡会議決定）に基づき、手続の簡素化・合理化に係る５項目（必要性の乏し

い手続の原則廃止、申請・届出等の頻度軽減、添付書類の省略・廃止、処理期間の短縮、変更手続の簡素化）について、必要性の乏しい手続の廃止、申請・届出等の頻度軽減等の措置を講じたところ。

公表資料等の活用により６５件の添付書類については軽減を、各種許可・認証等の変更手続１２件については所要の措置を講じた。

また、平成１８年３月に年間申請件数の多い（年間申請件数10万件以上）手続を「オンライン利用促進対象手続」として定め、オンライン利用促進のための行動計画を策定し、１９年３月に改定を行った。

（今後の取組計画）

①オンラインの推進

ア．決裁の合理化･電子化を進めることにより処理期間の短縮を図る。

（国土交通省オンライン申請システムと総合的文書管理システムとの連携等による決裁の合理化・電子化を進めており、引き続き処理期間の短縮を図る予定。）

イ．年間申請件数の多い（年間申請件数１０万件以上）手続については、「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、オンライン利用促進に向けた取組を着実に推進し、業務の効率化を図る。

②オンライン化に対応した減量・効率化

オンライン化に対応した減量・効率化の実をあげるため、法令に基づく全ての行政手続の２割以上について、手続の削減･統合、添付書類の削減・廃止・電子化等の簡素化・合理化を行う。併せて、紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的見直しを行い、受付・審査等の事務の縮減による減量・効率化を図る。

また、電子入札について、全面的な実施を推進する。

【国家公務員給与の全額振込化】

（これまでの取組）

e-Japan重点計画-2002等において、「2005年度末まで」に取り

組むこととされており、山間、僻地等を除いて全額振込となった。

【その他の効率化】

（今後の取組計画）

法規集や例規集（加除式のものを含む）等については、費用対効果等も勘案し、電子化されているＣＤ－ＲＯＭ等の導入を図り、行政のペーパーレス化（電子化）に資するものとする。

５．アウトソーシング

（これまでの取組）

①以下の業務について、外部委託しているところ。

- 庁舎管理業務（警備、清掃、設備維持管理）
- 受付・案内業務
- 公務員宿舎管理業務
- ホームページの作成・管理業務
- 情報システム（庁内ＬＡＮ）管理業務
- 研修業務（語学）
- 統計・通訳業務
- 公用車関係業務（運転業務）
- 電話交換業務
- 定期刊行物・ポスター等の発送業務
- 秘書業務
- 審議会等議事録作成業務
- 翻訳・通訳業務
- シンポジュウム・セミナー・会議等のアレンジ業務
- 国家試験運営業務

②空港における警備、事故時の消火活動、医療救難活動の効率化を図るため、国管理空港において現場業務を、また、航空交通管制機器及び航空保安無線施設について保守業務を外部委託しているところ。

③道路運送車両法に基づく軽自動車の検査事務について、民間法人である軽自動車検査協会を活用しているところであり、自動車リサイクル法に基づく軽自動車のリサイクル預託金納付の確認業務につ

いても、平成１７年２月より同協会を活用して実施している。また、改正道路交通法（平成１８年６月１日施行）の規定に基づく軽自動車の駐車違反反則金納付の有無に係る確認業務についても、平成１８年８月より同協会を活用して実施しているところ。

④船舶安全法等に基づく船舶の安全、保安対策及び海洋汚染防止に関する船舶検査について、船級協会の検査を活用しているところ。

⑤地方整備局等において、公物等の維持管理等に係る業務を外部委託しているところ。

⑥気象業務法に基づく気象観測用測器の検定について、登録検定機関による検定を活用しているところ。

⑦海図の数値化については外部委託により完了し、海図の印刷・供給業務について、外部委託しているところ。

⑧航路標識の保守業務について、可能なものから外部委託しているところ。

⑨道路運送車両法に基づく自動車の登録業務のうち、登録事項等証明書の交付業務の民間委託を図っているところ。

⑩国土地理院が行う公共測量の指導・調整に関する業務を可能なものから外部委託しているところ。また、地図の修正に係る基本情報調査業務等の外部委託を含む業務の合理化を図っているところ。

⑪住民団体やＮＰＯ等による公園施設の整備・管理の促進を図っているところ。（平成１６年１２月１７日に都市緑地保全法等の一部を改正）

（今後の取組計画）

①から⑪について

今後とも引き続き、外部委託や外部機関等の活用を図る。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

６．ＩＰ電話の導入等通信費の削減

（これまでの取組）

ＩＰ電話の導入に向けた検討を行った結果、平成１６、１７年度に本省の一定割合の回線をＩＰ技術を利用した通信サービスに移行。

平成１９年度予算における削減効果（見込み）▲５，６８８千円

（今後の取組計画）

費用面・技術面での動向を踏まえつつ、引き続き導入規模等について検討を続ける。

７．統計調査の合理化

（これまでの取組）

①時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

国土交通省が所管する統計について改善を図るため、平成１５年１１月に省内関係部局から構成される検討委員会を設置し、検討を行っているところ。

既存統計の見直しにより、２本の統計調査を廃止。

環境分野の統計整備について検討を行い、平成１８年１０月より、自動車燃料消費量調査を実施しているところ。

また、観光分野の統計整備については、平成１８年度に宿泊旅行統計の予備調査を実施、平成１９年３月から本調査を実施しているところ。

②ＩＴの活用

航空輸送統計調査、建築着工統計調査等１７本の統計についてオンライン化措置を講じてきたところ。

③アウトソーシング

統計調査業務の一部又は全部の事務処理について、可能なものを対象に民間委託を実施しているところ。

④その他

内航船舶品目別運賃収入調査等５本の統計調査については手続の簡素化を図った。

（今後の取組計画）

①時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

既存統計に関する抜本的見直しを行う。

②アウトソーシング

統計調査業務の一部又は全部の事務処理について、可能なものを対象に引き続き民間委託を推進していく。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

③その他

以下の統計調査について、手続の簡素化等を図るための検討を行う。

・ 船員労働統計及び内航船舶輸送統計調査母集団調査

（手続の簡素化等を図るための検討を行い、概ね次回調査より効率化を実施）

８．国民との定期的な連絡等に関する効率化

（これまでの取組）

従来より、郵便料金の割引制度等の活用を進め郵便費用の軽減を図ってきたところ。

９．出張旅費の効率化

（これまでの取組）

従来より、旅費法に基づき効率的な執行を行ってきたところ。

（今後の取組計画）

出張を行う際は、パック商品を含めた割引制度等の情報の収集に努めその最大限の利用を図るものとする。

特に、外国出張の際は、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用することとする。

また、旅費の支給方法について、旅費を受領代理人が受領し出張者に手渡す等の煩雑な事務は、事務の省力化及び事故防止の観点から、これを見直す。

上記内容を周知徹底するとともに、同一地域、同一案件についての複数職員の出張の必要性の見直しなどにより、出張旅費の効率的な使用を図るものとする。さらに出張に代わる手段を活用すること

により、出張旅費の削減に繋げるよう努める。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

１０．交際費等の効率化

（これまでの取組）

交際費の使途について、国土交通本省においては平成１３年の省庁再編時に見直しを行い、供花、最小限の外国要人への贈答品に限定したところ。

（今後の取組計画）

①交際費

交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認の上、使用するものとする。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

②福利厚生

職員に対する福利厚生について、国土交通省共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

１１．国の広報印刷物への広告掲載

（これまでの取組）

平成１７年度において、広報印刷物を広告媒体として活用することにより、広告料収入を確保した。

「ビジット・ジャパン・キャンペーン海外向けパンフレット」

広告料収入実績：１４１千円

平成１８年度において、広報印刷物「ビジット・ジャパン・キャンペーンガイドブック」について入札を行った。しかしながら応札がなかったことから、広告掲載には至らなかった。

（今後の取組計画）
　行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、平成１９年度において、「電子入札（物品等）ＰＲ」の広報印刷物を広告媒体として活用することにより、広告料収入の確保に努める。

１２．環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

（これまでの取組）
　従来より、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（政府の実行計画）等に基づき、効率的なエネルギー・資源使用を行ってきたところ。

（今後の取組計画）
（１）エネルギー使用の効率化
①冷房の場合は２８度程度、暖房の場合は１９度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては政府全体として軽装での執務を促すこととする。
②「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成１９年３月３０日閣議決定）等に基づき、また、「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」（環境省とりまとめ）等を踏まえて、蛍光灯の照明のインバーター化、ＯＡ機器及び照明のこまめなスイッチオフ、さらにＥＳＣＯ事業の導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広くＥＳＣＯ事業を導入することにより、エネルギー使用量の抑制を図る。
③庁舎の使用電力購入等に際して、省ＣＯ２化の要素を考慮した購入方式を導入する。
（平成１９年度以降も引き続き実施）
（２）資源使用の効率化
①両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を図る。
②必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を推進する。
③廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse)、再生利用（Recycle）の３Ｒを極力図る。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

１３．その他

①法令協議等の資料のペーパーレス化

（これまでの取組）

法令協議の電子化など関係機関との連絡・調整等の業務について、行政事務の効率化の観点から、情報の保護に留意しつつ、積極的に電子メール等により資料を取り扱い、往来に要する時間等の削減、資料のペーパーレス化に努めてきたところ。

（今後の取組計画）

国土交通省において一層の取組を推進するとともに、事務次官等会議・閣議の案件表の電子メール等による配布等について関係機関に要請する。

（平成１９年度以降も引き続き実施）

②告示・通達データベースシステムの整備

（これまでの取組）

「国土交通省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」（平成１３年１０月３１日国土交通省ＩＴ政策委員会決定、平成１５年７月９日国土交通省行政情報化政策委員会改定）を策定し、「告示・通達データベースシステム」を開発。平成１６年７月１日から国土交通省ホームページ上で、国民が告示等を検索し閲覧できる「告示・通達データベースシステム」の運用を開始。

③公益法人改革の推進

（これまでの取組）

「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」（平成１４年３月２９日閣議決定）において、国から委託・推薦等を受けて行う７７（国土交通省合計）の事務・事業の見直しが決定されており、国土交通省においては平成１７年度までに全て法令上の措置を行った。

④タクシー事業に係る許認可手続の標準処理期間の短縮

（これまでの取組）
　タクシー事業運賃等の許認可手続きの標準処理期間を概ね３ヶ月とした改正通達を平成１６年１０月１日より施行することで措置したところ。

⑤レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請に係る審査の見直し
（これまでの取組）
　貸渡しの許可を車両ごとの許可から事業者ごとの許可に改めるなどの緩和を行った道路運送法施行規則の一部を改正する省令（平成１６年国土交通省令第６２号）及び「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」の一部改正により措置したところ。

⑥鉄道事業者に対する監査の効率化
（これまでの取組）
　鉄道事業者の財務状況のチェック（会計監査）をより効率的に行うため、鉄道事業に関する財務分析機能の充実方策に関する調査を実施し、平成１９年３月に会計監査のための財務分析マニュアルを作成して、職員の業務遂行能力向上を図ったところ。

⑦倉庫業の登録に係る審査マニュアル等の整備
（これまでの取組）
　倉庫業法に基づく倉庫業の登録については、地方運輸局等に対して、法令の運用通達を発出し、これに基づく登録作業を実施している。
　また、業務の効率化及び行政サービスの向上を図るため、平成１６年４月に地方運輸局の登録担当官向けの審査マニュアルを作成するとともに、登録希望者の立場にたった分かりやすい手引きを作成し、地方運輸局等において希望者に対して配布したところ。
　手引きについては、平成１８年１月に改訂版を作成し、配布したところ。

⑧営繕関係資料の電子データ化
（これまでの取組）
　平成１６年７月に、営繕関係の資料集について、ＣＤ－ＲＯＭ化

し、印刷経費を削減した。（平成１５年度：１５０万円　→　平成１６年度：２万円）

⑨災害復旧事業のデータベース化
（これまでの取組）
　平成１６・１７年度において、災害復旧事業データを蓄積し、申請者が応急復旧の立案、災害原因の推定と適切な対策工法が検索できるデータベースの作成を行った。

⑩船舶検査・船舶測度記録のデータベース化
（これまでの取組）
　平成１６年度までに従来紙ベースで行っていた船舶検査の記録について、データベースシステムの運用を開始したところ。平成１８年度においては、船舶検査の記録に関するデータベースについて、不具合管理機能を追加するなどシステムの強化を図った。
（今後の取組計画）
　船舶測度の記録についてのデータベース化と集計機能の対象項目の拡大などシステムの強化を図る。
（平成１９年度以降実施予定）

⑪航路標識事務所の海上保安部への統合
（これまでの取組）
　平成１７年４月１日をもって、予定していた航路標識事務所の海上保安部への統合は終了した。

⑫北海道開発局情報管理経費の効率化
（これまでの取組）
　クライアントパソコンなどについて、リース期間を長期化することや、一定以上まとめて調達することにより、コストの削減の取組を実施しているところ。
（今後の取組計画）
　今後とも引き続き、サーバ等の更新時期には、その時々の情勢に応じた調達を行うことにより、コスト削減の取組を実施する。

⑬国土地理院国土基本情報調査経費の効率化

（これまでの取組）

空中写真撮影に関しては、新技術による画質向上を活かし、同等の情報を取得するために必要な空中写真撮影の縮尺を２万分の１から３万分の１へ変更し、一枚あたりの撮影面積を拡大することによりコストの縮減を図った。

⑭航空機操縦士養成事業の効率化

（これまでの取組）

卒業生１人当たりの養成コストの縮減につながる中途退学者を減らす取り組みとして、実科教育の充実及び追加教育制度の拡充など事業の見直しを行った。

（今後の取組計画）

教育業務、教育支援業務（運用業務、整備業務）及び管理業務のそれぞれについて精査を行い、エアラインパイロット養成事業の目的に照らして教育内容、教育体制のあり方も含めた事業の見直し・効率化を推進し、これらの業務に従事する常勤職員数を中期目標期間中に約１０％程度削減する。

（平成１８年度から平成２２年度にかけて実施予定）

⑮タクシー利用コスト削減

（今後の取組計画）

使用ルールの徹底等によるタクシー利用の抑制及び廉価なタクシー（深夜２割増及び大口割引等の適用事業者）の選択等により、タクシー利用コストの削減に努める。

（平成１９年度から提案要領に基づいた審査を実施）